

第1章	意見の概要	意見に対する考え方
1	…カワウが、水質などの改善や食物となる生物の増加、… 上記の食物となる生物とは何があげられるのか？私には何が増えたのかイメージが出来ないので具体的な魚類名を挙げていただきたい。	ご指摘を踏まえ、具体的な魚類名を例示します。
2	「第1章 生物多様性の状況、傾向および脅威に関する概観」の前に全体総括を記述した前文をつけるべきである。 理由：報告書の体裁として全体像が把握できるよう総括すべきである。	全体を総括した文章は要旨として別途作成いたします。
3	冒頭、陸域に関する記述をされているが、後述されている海洋に関する記述は、冒頭、陸域の次に持ってくるべきである。	ご指摘のとおり修正いたします。
4	外来生物に関する記述に、日本に定着した外来生物の総種数および特定外来生物法で指定されている種数、その他、未判定や要注意の種数等の記述を加えるべきである。 理由：第3の危機として明らかになった現状を的確に捉えるために、種数の明記は必要と考える。	ご指摘を踏まえ、外来種の現状が分かるよう記載します。
5	ミドリガメの記述がされているが、都市部で被害を拡大しているアライグマについても民家への侵入や京都府の国宝への被害などの記述も加えるべきである。 理由：都市地域における外来生物被害も深刻であること。	ご指摘を踏まえ、アライグマの問題にも触れることとします。
6	第1章の図について、沿岸域の埋立面積のみで、干拓面積は含まれていないのではないかと。特に1996年の諫早湾干拓事業による約3,000haの干潟消滅が反映されていない。そのため沿岸域における「第1の危機」の認識は、かなり甘いものとなっている。埋立と干拓、廃棄物処分場なども含めた干潟・浅海域の消滅面積を示し、分析すべきである	ご指摘を踏まえ、干潟面積の推移についてデータを追加します。
7	日本の生物多様性保全上重要な地域、海域、例えば南西諸島、小笠原諸島など具体的な重要地域に関する指摘がないことから、どこで、どんな政策が展開されるのか、関連づけがあいまいである。重要地域を明記し、脅威を明らかにし、具体的な対策を示すべきである。	個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。
8	南西諸島における固有種の比率は非常に高く、特徴的である。固有種の種数や比率など数値的データを加筆すべきである。 理由：南西諸島は、優先して保全すべき地域である。また、南西諸島の固有種数と固有率など図表を追加すべきである。	個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えますが、ご指摘を踏まえ、事例として一部反映いたします。
9	国際的な取り組みに関連して、ボン条約に加盟していない事実と将来展望を記載すべきである。	ご指摘を踏まえ、2. 2(4)にボン条約について記述します。
10	意見：海洋についてふれた部分で、海鳥の種数の多いことについて触れるべき。日本では104種の海鳥の生息が確認されており、これは日本に生息する鳥類の種の19%にあたる。世界の平均は約7%である。繁殖種は38種に及ぶ。	ご指摘を踏まえ、一部反映します。
11	意見：鳥類の部分への文章の追加。ランクが上がった種の生息地の特徴に、以下を追加する。 水田地帯や山麓部の里地あるいは草地に生息する種、夏鳥	前文の内容と重複する部分があり、適切ではないと考えます。

第1章	意見の概要	意見に対する考え方
12	<p>意見：鳥類の猛禽類の部分(以下)への修正。</p> <p>原案：例えば猛禽類では、里山を中心に生息するサシバが新たに絶滅危惧種となった一方、オオタカは絶滅危惧種から純絶滅危惧種となった。</p> <p>→修正意見：例えば猛禽類では、里山の湿地を中心に生息するサシバが新たに絶滅危惧種となった。しかし一方、種の保存法等により保護策が進められてきたオオタカは、絶滅危惧種から純絶滅危惧種となった。</p>	<p>オオタカのランク変更については、各種施策の効果の他にも、調査の進展による生息情報の集積等、様々な要因が絡むと考えられることから、法律に関する記述については本報告書には盛り込みません。</p>
13	<p>意見：鳥類の部分への文章の追加。ランクダウンしたもののうち、実際の生息数の増加ではなく生息数の評価精度の向上や評価の改定によるものについて言及すべき。</p> <p>島嶼産種でランクが下がった種には、以下の例が含まれる。奄美大島に固有あるいは主要な生息地となっている種や亜種5種(オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アマミヤマシギ、アマミコゲラ、ルリカケス)については、現地での調査・生息状況監視体制が整い、生息数把握の精度が向上した結果をIUCNの基準に照らしたところ、ランクの変更に該当した。オリイヤマガラ(西表島に分布するヤマガラの亜種)は生息数の最新評価からランクが変更された。</p>	<p>各分類群について、全般的な傾向や特徴的な部分について記述しており、個別の事例についての詳述は適切ではないと考えます。</p>
14	<p>意見：鳥類の部分への文章の追加。トレンドだけでなく、日本の鳥類相に占めるレッドリスト種の割合を明示すべき。</p> <p>鳥類の評価対象種の約700種のうち、13%の種に絶滅のおそれがあるという結果となった。絶滅種と準絶滅危惧種も含めると、生息保全上問題があるとされる種の合計は、20%を越えている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各分類群の評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種の割合を表に追加します。</p>
15	<p>意見：第1の危機に、次のような公共事業による生物多様性の損失が現に起こり、あるいは危惧されていることを明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諫早湾干拓事業(農林水産省) 諫早湾の締切りによりシギ・チドリ類等、諫早干潟に生息していた生物群集の生息地が破壊され、また有明海の潮流や潮汐に影響を与えて、有明海の海生生物や漁業にも被害を出している。 ・中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業(内閣府他) サンゴ礁や、シギ・チドリ類等の生息する干潟環境が、埋立てにより消失しつつある。 ・神奈川口構想(川崎市、神奈川県) 干潟上空への架橋により、シギ・チドリ類等、干潟に生息する生物群集への影響の懸念がある。 ・豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業(愛知県)サシバ他、多くの里山に生息するレッドリスト種の生息地の破壊の懸念がある。 	<p>個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。</p>

第1章	意見の概要	意見に対する考え方
16	<p>意見：第1の危機に、人間活動に由来する事故についてふれるべき。次のような記述を追加すべき。</p> <p>人間活動に由来する事故として、海鳥類の漁網への混獲による溺死、猛禽類等の風力発電や電線、その他の建築物への衝突事故、タンチョウの液肥のスラリーにおける溺死等が脅威となっている。</p> <p>風力発電施設への衝突事故は現在のところ偶発的なものとして処理されているが、絶滅危惧種の脅威としては重視すべきである。種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシは、2004年2月に初めて国内での事故が発見、報告されたが、以来2008年12月末までに13件に上り、またイヌワシの死亡例も2008年9月に発見された。この死亡数は、オジロワシの死亡原因としては現状では著しく高いとはいえないが、発生メカニズムが不明なため、防止策をとらないでいると今後の風力発電の導入促進に伴い増加していくおそれがある。地球温暖化対策のためには風力発電の積極的な導入が不可欠と考えられるが、こうした事故原因を増加させて絶滅リスクを増加させないために、絶滅危惧種の重要生息地や渡りの経路などを地図化し、また事後調査により事故発生メカニズムを研究し再発を防ぐといった対応策が必要となっている。</p> <p>希少海鳥類（ウミガラス、エトピリカ）については漁網による混獲も脅威の一つと見られている。</p> <p>北海道東部においては最近、液肥のためのスラリーにタンチョウが落ちて溺死する事故が発生しており、事故例は5年間に6件に上っている。</p> <p>油汚染事故においては、一度に多くの野生生物（特に海鳥類、海棲哺乳類、海岸植物）が甚大な被害を被り、その被害は複数種にわたり、希少種を含む場合もある。2006年2月から4月に北海道斜里町で起きた事故では17種約5,600種が被害にあっている。この中には環境省レッドデータリストの絶滅危惧種4種も含まれている。</p>	<p>個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。</p>
17	<p>意見：第3の危機に、野生動物の疾病について追加すべき。</p> <p>野生生物の疾病について、人為が関与していると思われる場合があり、その実態把握や原因解明、絶滅危惧種のリスク管理について課題を残している。</p> <p>2007年に絶滅危惧種のクマタカから、また2008年にオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザが検出されており、こうした疾病の野生動物への影響が懸念されている。絶滅危惧種のナベヅル・マナヅルは、現在、その多くの越冬個体が鹿児島県の出水地方に集中し（ナベヅルの80%以上、マナヅルの約50%）、集中化による絶滅リスクの上昇が懸念されている。コクシジウム症や高病原性鳥インフルエンザなどの致死的な感染症が出水地方で発生すれば、絶滅のおそれは一気に高まってしまう。しかし出水における疾病のモニタリングは、鹿児島県が独自に行っているのみである。</p> <p>こうした生息地（特に越冬地）の集中化による絶滅リスクの上昇は、他にクロツラヘラサギなど複数の種でも指摘されている。しかし、国による総合的な野生動物の疾病についての監視システムは存在しない。</p> <p>鳥類の感染症の中には、ウエストナイルウイルスやサルモネラ菌のように、人と共通の感染症であって、双方にダメージを与える疾病も存在する。人への影響予防のためにも、野生状態の鳥類について、省庁横断的な野生動物の疾病のモニタリングや大量死の監視、原因究明のためのシステムが必要で、アメリカ合衆国におけるNational Wildlife Health Centerのような監視・分析機関の導入が課題となっている。</p>	<p>第3の危機は人間により持ち込まれたものによる危機について記載する事項であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスのクマタカの感染等については、人為的な持ち込みによるものとされていないため、ここに記載することについては適切ではないと考えます。鳥インフルエンザについては第2章2. 2(1)野生生物の保護と管理に記述します。</p>

第1章	意見の概要	意見に対する考え方
18	意見:中・大型の哺乳類の人の生活環境や農林業などへの被害の拡大についての箇所において、「中・大型の哺乳類との共存のために科学的、順応的な保護管理が必要とされており、実現に向けて努力が行われている」についてふれるべき。本項は各地域の生物多様性について述べているのであって、鳥獣害について述べる項ではない。農林水産業へ被害を出している野生鳥獣と共存していくべきことを述べなければ意味がない。	本項は、各地域の生物多様性について述べているので、現状についての記述があることに無理はないと考えます。
19	意見:「こうした変化に伴い」の後に、「サシバ、メダカ、ギフチョウ、カタクリなど～5割以上が里地里山に分布している。」を前に出し、その後に「シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の～鳥獣による被害は減少の傾向を見せていない。」を続ける。生物多様性の保全にとって重要である絶滅危惧種の問題を、応用的な課題である鳥獣被害の問題に優先させて記述させるのはおかしい。	里地里山・田園地域は人間の働きかけにより形成されてきた地域であり、その働きかけの縮小により深刻になってきている鳥獣害対策は重要であるため現状の記載が適当であると考えます。
20	意見:「サシバ、メダカ、ギフチョウ、カタクリなど～5割以上が里地里山に分布している。」の後に以下の記述を追加する。 これらは自然の攪乱を人為による中程度の攪乱(伝統的な農林業等)が肩代わりすることにより成立する半自然生態系に生息してきた種であって、伝統的な農林業が衰退し、同時に自然の攪乱が人間により抑え込まれた(河川の氾濫の防止など)結果により、生存が危うくなってきたものと思われる。	ご指摘の趣旨については、第1章2. 2「第2の危機」や本項の前半部分でも記述しており、ここの種の説明として盛り込むことは適当ではないと考えます。
21	意見:「水は」で始まるパラグラフの文末に、下記を加える。 ことにより、重力に逆らって物質を上流に運び上げる。	河川一般について効果が大きいとは考えられないので、本報告書には盛り込むことは適当ではないと考えます。
22	意見:カワウの増加の原因として、下記を加える。 護岸工事等、河川構造の単純化による捕食効率の向上	確定的な話ではないので本報告書には盛り込むことは適当ではないと考えます。
23	意見:沿岸域の環境悪化の結果として引き起こされた生物多様性の損失として、シギ・チドリ類の減少にもふれるべき。モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査の結果と、(財)日本野鳥の会他のデータの比較によれば、1970年代と比較して2000年には大幅に減少している。約25年間で、少なくとも春に4割、秋に5割減少している。また干潟・浅海域の生態系を大規模に改変し悪化させている公共事業として、以下のような事業が進行していることにもふれるべき。 ・諫早湾干拓事業(農林水産省) 諫早湾の締切りによりシギ・チドリ類等、諫早干潟に生息していた生物群集の生息地が破壊され、また有明海の潮流や潮汐に影響を与えて、有明海の海生生物や漁業にも被害を出している。 ・中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業(内閣府他) サンゴ礁や、シギ・チドリ類等の生息する干潟環境が、埋立てにより消失しつつある。	ご指摘の件については、現段階では因果関係が明らかになっていないため本報告書に盛り込むことは適当でないと考えます。また、個別具体的な事例の詳述についても適切ではないと考えます。
24	意見:島嶼生態系において絶滅危惧種に対する脅威となっている外来種として、次の事例も追加すべき。 沖縄県やんばるにおけるノネコは、絶滅危惧種であるヤンバルクイナやアカヒゲ等に対し捕食者として脅威となっている。東京都小笠原におけるノネコは、絶滅危惧種であるアカガシラカラスバト等に対し捕食者として脅威となっている。 東京都三宅村においては、移入されたイタチが捕食者として、絶滅危惧種のおカダトカゲやアカコッコに対し脅威となっており、三宅島内のオカダトカゲはわずかに生息が確認されているのみである。	ご指摘を踏まえ、一部外来種の事例を記述します。

第1章	意見の概要	意見に対する考え方
25	この地域における生物多様性への脅威として地形改変と気候変動、鳥獣害を挙げているが、植物群落RDB調査においてこうした地域の主要な脅威は人による盗採や踏みつけと指摘されている。保護地域に指定されていても、こうした脅威への対策は困難であり、深刻な課題として記述すべきである。	ご指摘を踏まえ、一部修正し対策例を記述いたします。